

# 令和6年度事業計画書

自 令和6年 4月 1日

至 令和7年 3月31日

一般社団法人全国海岸協会（以下「協会」という。）は、海岸に関する知識の普及、海岸愛護思想の普及と啓発及び防災意識の向上ため、協会会員の情報交換、情報の提供、情報の共有に努めるとともに協会の目的を達するための事業活動として、次の事業を実施する。

## I 海岸普及啓発事業

### 1. 海岸に関する情報の提供

#### (1) 機関誌「海岸」の発行

機関誌「海岸」は、海岸行政に関するニュース、協会の動き、イベント、行事予定等を掲載し、より効率的、効果的な手法を検討しつつ年4回程度発行する。

#### (2) 雑誌「海岸」の発行

雑誌「海岸」は、海岸に関する知識の普及を図るため海岸行政の動向や課題、津波防災地域づくりの取り組み、海岸保全技術に係る技術的な知見等を掲載し、年1回（12月予定）発行する。

#### (3) 海岸実務資料の提供

海岸実務資料として、海岸をめぐる現状と課題、海岸行政の最近の動向、海岸管理等の資料をHPの公開資料として提供する。

#### (4) ホームページの充実

協会は、海岸管理、海岸の保全、利用、環境整備等に関する各種の情報を当協会会員並びに一般国民に広く提供するとともに、特にトップページのお知らせが、利用者の意見交換の場として活用されるよう利便性の向上と内容の充実を図り、最新の海岸に関する情報を提供する。

### 2. 海岸愛護事業に関する活動

#### (1) 海岸愛護月間啓発ポスターの提供

国土交通省、地方公共団体が実施する「海岸愛護月間」（7月）において、海岸に対する理解と関心を深めるとともに、海岸愛護思想の普及・啓発及び防災意識の向上のため協会会員等に対し、啓発のためのポスターを提供し、海岸愛護運動の広報活動を行う。

#### (2) 海岸愛護写真コンクールの実施

海岸愛護写真コンクールは、国土交通省の後援を得て昭和61年度以降毎年度実施しており、令和6年度も「海岸愛護写真コンクール」を8月から11月まで募集を行い、第一次審査、第二次審査を経て国土交通大臣賞等の入賞作品を決定し、入賞者には、賞状等を授与する。

(3) 海岸愛護入賞作品集（写真集）の発行

令和6年度実施の海岸愛護写真コンクール入賞作品集を作成し、協会会員、国の機関及び関係協会等に配布し、海岸愛護思想の普及・啓発のための広報活動を行う。

(4) 海岸愛護写真パネルの作成及び展示

令和6年度実施の海岸愛護写真コンクールの入賞作品のパネルを作成し、協会主催の行事や国土交通省、なぎさシンポジウム会場等に展示し、海岸愛護思想の普及啓発に寄与するための広報活動を行う。

### 3. 海岸に関するセミナー・シンポジウムの開催

(1) 海岸セミナーの開催

海岸行政を担当する中堅職員（都道府県、市町村、国の機関、コンサルタント、建設業等）を対象に、海岸行政の最近の動向、海岸保全技術、海岸管理等の諸課題をテーマで構成する海岸セミナーを東京（6月）で開催する。

(2) 海岸シンポジウムの開催

海岸関係4協会（一般社団法人全国海岸協会、港湾海岸防災協議会、全国農地海岸保全協会及び全国漁港海岸防災協会）で構成する全国海岸事業促進連合協議会は、平成9年以降、よりよい海岸空間の保全と創造に向けて、民間団体や学識経験者を含む様々な分野の方々のご意見を拝聴し、時代の要請に適合した海岸の整備や保全の一助といたすべく、「海岸シンポジウム」を毎年開催してきた。令和6年度も全国海岸事業促進連合会が主催し、関係省庁の後援のもと、「海岸シンポジウム」を東京（11月）で開催する。

### 4. 海岸功労者表彰の実施

海岸功労者表彰は、昭和44年以降国及び都道府県等から推薦のあった個人及び団体の海岸功労者に対し、毎年実施している。国及び都道府県等から海岸事業の推進、海岸の利用、海岸愛護及び海岸事業に関する調査研究等の活動に関し、海岸功労者として推薦のあった個人及び団体について理事会の審議を経て海岸功労者を決定し、定時総会にあわせて、海岸功労者表彰を行う。

### 5. 国及び海岸諸団体等が行う活動に対して、協賛・協力等の支援

- (1) 国土交通省が主催する水防月間（5月、北海道は6月）に協賛する。
- (2) 国土交通省が主催する海岸愛護月間（7月）に協賛する。
- (3) 国土交通省が主催する河川愛護月間（7月）に協賛する。
- (4) 海の月間推進委員会が実施する「海の月間」（7月）の行事に協力する。
- (5) 全国なぎさシンポジウム in 大分（11月）に協賛する。
- (6) 濱口梧陵国際賞（11月予定）を支援する。

## II 海岸情報提供事業

## 1. 海岸愛護用品の販売

海岸愛護思想の普及啓発を目的として「海岸愛護月間」を中心に全国各地で行われる海岸清掃等の各種イベントの参加者に配布する海岸愛護マーク及びロゴ（美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して）入りの用品（ポリ袋、うちわ、タオル、軍手等）を作成し、地方公共団体等に販売する。

## 2. 海岸に関する図書の刊行・販売

海岸関係法令例規集2021年版（令和4年1月発行）、海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月発行）、等を引き続き販売する。